

愛知県と連携し、長年にわたり地域を支えている 町内企業の再投資を支援します。

蟹江町企業再投資促進補助金

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、町内企業の再投資を支援します。

補助対象	町内において10年以上立地しており、かつ、県内において20年以上立地している企業が、製造業等に係る工場、研究所の新增設等を行う場合		
対象分野	(1) 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく西尾張地域の集積業種の分野 ^(注)		
交付要件	投資規模要件	中小企業 1億円以上	大企業 25億円以上
	雇用要件	以下の常用雇用者を維持すること 中小企業 25人以上 大企業 100人以上	
補助対象経費	固定資産取得費用(土地を除く) ※消費税相当額除く (新增設に係る工場建設費、機械装置費、工場改修費等を含む)		
補助率	10%以内(うち県補助分は、5%以内)		
限度額	2億円(うち県補助分は、1億円)		
申請時期	工事着手の30日前までに、補助事業認定申請が必要です		

(注) 西尾張地域の集積業種(製造業に限る)

輸送機械関連産業: 11繊維工業、16化学工業(161,1624,165,166を除く)、18プラスチック製品、19ゴム製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械(274を除く)、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械(2962,2973を除く)、30情報通信機械、31輸送用機械、323時計・同部分品
 繊維関連産業: 11繊維工業、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械(274を除く)
 電気・電子機器関連産業: 11繊維工業、18プラスチック製品、19ゴム製品、21窯業・土石、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機械、323時計・同部分品
 機械・金属関連産業: 11繊維工業、16化学工業(161,1624,165,166を除く)、18プラスチック製品、19ゴム製品、22鉄鋼業、23非鉄金属、24金属製品、25はん用機械、26生産用機械、27業務用機械、28電子部品・デバイス・電子回路、29電気機械、30情報通信機械、31輸送用機械、323時計・同部分品
 農商工連携関連産業: 9食料品、10飲料・飼料(105を除く)

- * 愛知県の新しい創造産業立地補助金交付要綱に基づく認定を受けることが必要です。
- * 事業については、愛知県の審査会で審査しますので、申請をしても必ず採択されるものではありません。
- * 操業開始後5年以内に操業を廃止した場合、交付要件の常用雇用者の維持ができなくなった場合及び無断で取得財産を売却等した場合等は、補助金返還の対象となります。
- * 大企業の補助申請については、県支援分5%の申請は、県へ直接の申請となります。

